

運営状況公表

Publication of Management Situation

佐呂間町人事行政

1 職員の任免及び職員数に関する状況

地方公務員法の規定により、

人事行政の公表性・透明性の確保を目的として「人事行政の運営等の状況」を公表することが義務付けられています。

佐呂間町においても「佐呂間町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本年度も、職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表を行い、人事行政の透明性を高め、その公平な運営に努めます。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	6 人	7.4%
2 級	主事・技師	2 人	2.5%
3 級	主査	14 人	17.3%
4 級	係長・主任	30 人	37.0%
5 級	課長補佐	13 人	16.0%
6 級	課長	16 人	19.8%

(平成 25 年地方公務員給与実態調査)

◆採用の状況(平成24年度)	◆一般行政事務職	2 人
◆一般行政技術職	1 人	
◆退職の状況(平成24年度)	◆定年退職	4 人
◆普通退職	0 人	
◆分限免職	0 人	
◆勸奨・死亡退職	2 人	
◆懲戒免職	0 人	
◆失職	0 人	

◆級別の職員数(一般行政職)
平成 25 年 4 月 1 日現在

◆職員数・職員数の増減の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在：地方公共団体定員管理調査)

区 分	平成 25 年	平成 24 年	増減	増減理由
一般行政部門				
議 会	2 人	2 人	－	
総 務	23 人	23 人	－	企画、計画部門の業務縮小(▲1) 組合専従職員の総務課付配置(1)
税 務	7 人	7 人	－	
民 生	16 人	18 人	▲2	医療保険業務事務の統合縮小(▲1) 社会福祉協議会職員派遣の廃止(▲1)
衛 生	9 人	9 人	－	
労 働	－	－	－	
農林水産	12 人	12 人	－	
商 工	4 人	4 人	－	
土 木	7 人	7 人	－	建築技師の欠員不補充(▲1) 土木管理業務の充実(1)
計	80 人	82 人	▲2	
特別行政部門				
教 育	16 人	16 人	－	
公営企業等会計				
水 道	3 人	3 人	－	
下 水 道	2 人	2 人	－	
そ の 他	13 人	13 人	－	
計	18 人	18 人	－	
合 計	114 人	116 人	▲2	

※職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数であり、教育長を含む。
※一般会計職員のうち、国民健康保険事業職員(2 人)及び介護保険事業職員(2 人)は公営企業等会計(その他)の区分に分類。

2 職員の給与の状況

◆人件費の状況(平成24年度)
〔平成24年度一般会計決算〕
○住民基本台帳人口 5,688 人

(平成25年3月31日現在)
○歳出額 4,949,134 千円
○人件費 890,969 千円
○人件費率 18.05 %
※一般会計決算額のため、特別会計に係る人件費等は含んでいません。

◆職員給与の状況(平成24年度)
〔平成24年度一般会計決算〕
○職員数 104 人
○給与費 104 人
給料 442,253 千円
職員手当 48,757 千円
期末勤勉手当 163,000 千円
○1人当たり平均給与費 6,259 千円

※職員給与費とは、人件費のうち一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、寒冷地手当、管理職手当、夜間勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費で、共済費、退職手当に要する経費は含んでいません。

◆職員に対する手当の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

〔扶養手当〕	支給職員数 57 人 1 人当たり支給月額 19,900 円 ○配偶者 月額 13,000 円 ○配偶者以外の扶養親族 1 人につき月額 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合 1 人目に月額 11,000 円) ○満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1 人につき月額 5,000 円	〔時間外勤務手当〕	支給職員数 35 人 1 人当たり支給月額 31,600 円 ○正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給する 〔日直手当〕	支給職員数 11 人 1 人当たり支給月額 4,200 円 ○週休日又は休日に日直の勤務を命ぜられた職員に支給する 〔管理職員特別勤務手当〕	支給職員数 0 人 ○週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員に支給する 〔夜間勤務手当〕	支給職員数 3 人 1 人当たり支給月額 10,000 円 ○正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給する 〔寒冷地手当〕	支給職員数 113 人 1 人当たり支給年額 99,400 円 ○世帯区分に応じて 11 月から翌年の 3 月までの間に支給する(扶養親族のある世帯・扶養親族のいない世帯・その他職員) 〔期末手当〕	支給職員数 114 人 1 人当たり支給額 1,017,600 円 ○支給割合 6 月期 1.225 月分 12 月期 1.375 月分 計 2.600 月分 〔勤勉手当〕	支給職員数 114 人 1 人当たり支給額 525,300 円 ○支給割合 6 月期 0.675 月分 12 月期 0.675 月分 計 1.350 月分 ■期末・勤勉手当の役職加算	3 級 5/100 4・5 級 10/100 6 級 15/100
〔住居手当〕	支給職員数 59 人 1 人当たり支給月額 7,500 円 ○家賃、間代を月額 12,000 円以上支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給する。(ただし、職員住宅の入居者は除く)支給限度額 27,000 円 ○自ら住宅を新築、購入した職員に対し、月額 5,000 円を支給する。 〔通勤手当〕	支給職員数 10 人 1 人当たり支給月額 5,800 円 ○交通機関利用者 運賃等の額に応じ支給 最高限度額 55,000 円 ○自動車等使用者 通勤距離に応じ月額 2,000 円～ 24,500 円 〔管理職手当〕	支給職員数 33 人 1 人当たり支給月額 28,500 円 ○管理・監督の地位にある職員に支給する 課長職 給料月額の 8 % 課長補佐職 給料月額の 6 %							

※給料及び各種手当(寒冷地手当、期末手当、勤勉手当を除く)の「支給職員数」の欄には、給料及び各種手当を平成 25 年 4 月分として、本来支給すべき職員数(ただし、時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当については、4 月実働職員数)としている。
※寒冷地手当、期末手当、勤勉手当の「支給職員数」の欄には、寒冷地手当にあっては、平成 25 年 3 月 1 日に在職する支給実職員数を、期末手当、勤勉手当にあっては、平成 24 年 12 月 1 日に在職する支給実職員数としている。
※期末手当、勤勉手当の役職加算については、平成 17 年度から支給を停止していたが、平成 24 年度から支給を再開した。
※「1 人当たり支給額」の欄には、平成 25 年 4 月分として支給すべき給料及び各種手当の支給総額のそれぞれについて、当該支給総額に対応する「支給職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額としている。
※時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当の支給総額にあっては 4 月実働支給総額とし、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の支給総額にあっては、平成 24 年度実支給年額としている。

